官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（こども家庭庁一五）　一
○熊本県の一部の地域における関税に関する申告期限等を延長する件（財務二三六）
○熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（国税庁二一）
○令和八年熊本地震による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（同二二）
○熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（厚生労働三一三）
○熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（同三一四）　二

○令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（経済産業・環境五）
○令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（環境三八）

その他告示

こども家庭庁告示第十五号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。

令和八年八月十二日

こども家庭庁長官　藤原　朋子

対象となる特定権利利益	対象者
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第一項の規定に基づく療育の給付	令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第六条第一項の規定に基づく養子縁組あっせん事業の許可	特定被災区域内に事業所を有する者

財務省告示第二百三十六号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、令和八年熊本地震が発生した日（令和八年七月二十八日）において次に掲げる地域に住所又は居所を有していた者に係るもので、その期限が同日以後に到来するものについては、その期限を別途財務省告示で定める期日まで延長する。

令和八年八月十二日

財務大臣　片山さつき

都道府県	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町